

原議保存期間	10年（令和16年3月31日まで）
有効期間	一種（令和16年3月31日まで）

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

警察庁 丙企画発第17号、丙会発第55号  
丙生企発第37号、丙人少発第18号  
丙保発第11号、丙交企発第34号  
丙運発第10号

令和5年4月26日  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁交通局長

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく対応について（通達）

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）及び安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（経済産業省令第11号）が令和5年4月1日に施行された。

エネルギーを使用する者は、これまで化石エネルギーの使用の合理化等が求められてきたところ、今般の改正により、今後は非化石エネルギーも含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換が求められることになる。また、エネルギーを使用する者のうち一定の要件を満たす者は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等について定期の報告を行うことが求められることとなるほか、電気の需要の最適化に資する措置の実績報告も求められることとなる。

本改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の概要並びに警察としての留意事項は別添のとおりであるので、各位にあっては、警察機関及び警察所管事業者におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の量の削減について、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく対応について（通達）」（令和元年12月25日付け警察庁丙企画発第63号ほか）は、廃止する。

(凡例)

- 「省エネ法」 …… エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 「省エネ法施行令」 …… エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）
- 「省エネ法施行規則」 …… エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）
- 「工場等」 …… 工場又は事務所その他の事業場
- 「連鎖化事業者（省エネ法）」 …… 省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズ・チェーンを営む者）
- 「認定管理統括事業者」 …… 工場等を設置している者であって、省エネ法第31条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けたもの
- 「管理関係事業者」 …… 省エネ法第31条第1項の規定に基づく経済産業大臣の認定に当たり、当該認定管理統括事業者と密接な関係を有する者であって、工場等を設置しているもの
- 「温対法」 …… 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 「温対法施行令」 …… 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）
- 「報告等命令」 …… 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令・防衛省第2号）
- 「連鎖化事業者（温対法）」 …… 温対法第26条第2項に規定する連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズ・チェーンを営む者）

## 第1 省エネ法の概要

### 1 エネルギー使用量等の届出

工場等を設置している者（後記3(1)の特定事業者、連鎖化事業者（省エネ法）、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。以下同じ。）は、その設置している全ての工場等における前年度のエネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上（原油換算）であるときは、当該年度の5月末日までに、前年度のエネルギー使用量等に関し、経済産業大臣に届け出なければならないこととされている<sup>\*1</sup>。

### 2 連鎖化事業者に係るエネルギー使用量等の届出

連鎖化事業者（省エネ法）（後記3(2)の特定連鎖化事業者を除く。以下同じ。）は、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者（省エネ法）が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における前年度のエネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上（原油換算）であるときは、当該年度の5月末日までに、前年度のエネルギー使用量等に関し、経済産業大臣に届け出なければならないこととされている<sup>\*2</sup>。

### 3 経済産業大臣による指定

#### (1) 特定事業者

経済産業大臣は、設置している全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計量が、年度当たり1,500キロリットル以上（原油換算）であるものを、エネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある特定事業者として指定するものとされている<sup>\*3</sup>。

#### (2) 特定連鎖化事業者

経済産業大臣は、連鎖化事業者（省エネ法）が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者（省エネ法）が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計量が、年度当たり1,500キロリットル以上（原油換算）であるものを、エネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある特定連鎖化事業者として指定するものとされている<sup>\*4</sup>。

#### (3) エネルギー管理指定工場等

経済産業大臣は、前記(1)の特定事業者、前記(2)の特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者が設置している工場等のうち、エネルギーの使用量が年度当たり3,000キロリットル以上（原油換算）であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として、年度当たり1,500キロリットル以上3,000キロリットル未満（原油換算）であるものを前記の工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として、それぞれ指定する

\*1 省エネ法第7条第3項、省エネ法施行令第2条及び省エネ法施行規則第5条

\*2 省エネ法第19条第2項、省エネ法施行令第2条及び省エネ法施行規則第40条

\*3 省エネ法第7条第1項及び省エネ法施行令第2条

\*4 省エネ法第19条第1項及び省エネ法施行令第2条

ものとされている<sup>\*5</sup>。

#### 4 中長期的な計画の提出

前記3(1)の特定事業者はその設置している工場等について、前記3(2)の特定連鎖化事業者はその設置している工場等及び当該事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について、認定管理統括事業者はその設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について、それぞれ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を、毎年度の7月末日までに、経済産業大臣及び事業所管大臣に提出しなければならないこととされている<sup>\*6</sup>。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号。以下「令和4年改正法」という。）の施行に伴い、令和5年度から、特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標についても中長期的な計画の作成を行うことが求められることとなる。

#### 5 定期の報告

前記3(1)の特定事業者はその設置している工場等について、前記3(2)の特定連鎖化事業者はその設置している工場等及び当該事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について、認定管理統括事業者はその設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について、それぞれ、前年度のエネルギー使用量等に関する事項を、毎年度の7月末日までに、経済産業大臣及び事業所管大臣に報告しなければならないこととされている<sup>\*7</sup>。

令和4年改正法の施行に伴い、令和6年度から、特定事業者等は、非化石エネルギーを含むエネルギーの使用量等の報告を行うことが求められることとなる。また、電気の需要の最適化に資する措置（季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて、電気の需要の増加又は減少をさせる措置をいう。）の実績についても報告を行うことが求められることとなる。

#### 6 エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任

前記3(1)の特定事業者、前記3(2)の特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、その事業の実施を統括管理する者をもってエネルギー管理統括者を、エネルギー管理統括者を補佐する者としてエネルギー管理企画推進者を、それぞれ選任しなければならないこととされており、これらの選任又は解任があった日後の最初の7月末日までに経済産業大臣に届け出なければならないこととされている<sup>\*8</sup>。

なお、エネルギー管理統括者については、選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく、また、エネルギー管理企画推進者については、選任すべき事由が生じた日から6か月

\*5 省エネ法第10条第1項、第13条第1項、第22条第1項、第25条第1項、第34条第1項、第37条第1項、第43条第1項及び第46条第1項並びに省エネ法施行令第3条及び第6条

\*6 省エネ法第15条、第27条、第39条及び第171条並びに省エネ法施行規則第35条

\*7 省エネ法第16条第1項、第28条第1項、第40条第1項及び第171条並びに省エネ法施行規則第36条及び第37条

\*8 省エネ法第8条、第9条、第20条、第21条、第32条及び第33条並びに省エネ法施行規則第12条及び第15条

以内に選任しなければならないこととされている\*9。

## 7 エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任

前記3(3)の指定に係る工場等を設置している者は、その工場等ごとに、指定区分や業種等に応じてエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任しなければならないこととされており\*10、これらの選任又は解任があった日後の最初の7月末日までに、これらの選任等について経済産業大臣に届け出なければならないこととされている\*11。

なお、エネルギー管理者及びエネルギー管理員については、選任すべき事由が生じた日から6か月以内に選任しなければならないこととされている\*12。

## 第2 温対法の概要

### 1 特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告

特定排出者\*13は、事業活動に伴い直近の算定期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項を、毎年度の7月末日までに、事業所管大臣に報告しなければならないこととされており\*14、連鎖化事業者（温対法）に係る特定排出者への該当性の判断及び事業所管大臣への報告に当たっては、加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置している全ての事業所における事業活動を、当該連鎖化事業者（温対法）の事業活動とみなすこととされている。

### 2 省エネ法との関係

特定排出者（温対法施行令第5条第1項第1号に掲げる者に限る。）は、前記第1の3(1)の特定事業者、前記第1の3(2)の特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に係る定期の報告（前記第1の5）を行ったときは、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての前記1の報告を行ったものとみなすこととされている\*15。

## 第3 留意事項

### 1 警察機関関係

#### (1) エネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の正確な把握

各都道府県警察（警察署、都道府県警察学校等を含む。以下同じ。）は、前記第1の1の工場等を設置している者に該当し、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(1)の特定事業者に指定されることとなる。また、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の特定

---

\*9 省エネ法施行規則第8条及び第13条

\*10 エネルギー管理者について、省エネ法第11条第1項、第23条第1項、第35条第1項及び第44条第1項並びに省エネ法施行令第4条及び第5条、エネルギー管理員について、省エネ法第12条第1項、第14条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第36条第1項、第38条第1項、第45条第1項及び第47条第1項

\*11 エネルギー管理者について、省エネ法第11条第2項、第23条第2項、第35条第2項及び第44条第2項並びに省エネ法施行規則第22条、エネルギー管理員について、省エネ法第12条第3項、第14条第3項、第24条第3項、第26条第3項、第36条第3項、第38条第3項、第45条第3項及び第47条第3項並びに省エネ法施行規則第33条

\*12 省エネ法施行規則第17条第1項及び第23条第1項

\*13 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として温対法施行令第5条で定めるものをいう。

\*14 温対法第26条並びに温対法施行令第6条並びに報告等命令第3条及び第4条

\*15 温対法第34条

排出者に該当することとなる。

したがって、各都道府県警察にあっては、省エネ法及び温対法に基づく前記の義務を的確に履行するため、それぞれのエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を、正確に把握することとされたい。

## (2) 内閣総理大臣に対する提出及び報告

省エネ法及び温対法において、各都道府県警察の事業所管大臣は内閣総理大臣であり、これらの法律に基づく内閣総理大臣の権限については、国家公安委員会が専決処理することとされている。

したがって、各都道府県警察にあっては、特定事業者として中長期的な計画の提出又は定期の報告（前記第1の4及び5）を、特定排出者として温室効果ガス算定排出量の報告（前記第2の1）を、それぞれ内閣総理大臣に対して行うときは、警察庁長官官房会計課を通じて行うこととされたい。

なお、特定排出者である都道府県警察から行われた温室効果ガス算定排出量の報告（前記第2の1）（前記第2の2の温対法の規定による報告とみなされるものを含む。）については、内閣総理大臣から環境大臣及び経済産業大臣に対して通知されることとなるが、当該通知は、警察庁長官官房企画課を通じて行うこととする<sup>\*16</sup>。

## 2 警察所管事業者関係

### (1) エネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の正確な把握

警察所管事業者は、前記第1の1の工場等を設置している者に該当し得るものであり、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(1)の特定事業者指定されることとなる。また、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の特定排出者に該当することとなる。

また、いわゆるフランチャイズ・チェーンである警察所管事業者は、省エネ法又は温対法に規定する連鎖化事業者指定される場合があり、かつ、年度当たりのエネルギー使用量の合計量によっては、前記第1の3(2)の特定連鎖化事業者指定される可能性があるほか、算定期間における温室効果ガス算定排出量の合計量によっては、前記第2の1の連鎖化事業者たる特定排出者に該当することとなる。

したがって、各都道府県警察にあっては、警察所管事業者が省エネ法及び温対法に基づく前記の義務を的確に履行するようにするため、各事業者ごとのエネルギー使用量及び温室効果ガス算定排出量の年間合計量を正確に把握するよう、各警察所管事業者を指導することとされたい。

### (2) 内閣総理大臣に対する提出及び報告

警察所管事業者に係る標記については、前記1(2)に準じて取り扱うこととするので、各都道府県警察にあっては、警察所管事業者が標記の提出又は報告をそれぞれ内閣総理大臣に対して行うときは、警察庁の各事業所管課を通じて行うよう、各警察所管事業者を指導することとされたい。

## 3 備考

---

\*16 温対法第28条第1項

省エネ法の規定に基づく経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任されていることから、工場等を設置している者又は連鎖化事業者（省エネ法）としてのエネルギー使用量等の届出（前記第1の1及び2）並びに特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者としての中長期的な計画の提出及び定期の報告（前記第1の4及び5）並びに特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者としてのエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任に係る届出（前記第1の6及び7）を、それぞれ経済産業大臣に対して行うときは、管轄の経済産業局長に対して行う必要があることに留意されたい<sup>\*17</sup>。

---

\*17 省エネ法施行令第32条